

協議 1

『第 1 次整備候補地』の決定について

1 想定建設用地の設定について

『第 3 次調査対象地』から、現在の土地利用状況や地形等を勘案し、概ね 3～10ha 程度を基準としての想定建設用地（切出後の調査対象地）を設定する。

なお、大規模な調査対象地から複数の箇所を設定することにより、『第 3 次調査対象地』として選定された箇所数を上回ることがある。

※想定建設用地の設定の考え方 [第 7 回検討委員会決定]

(1) 調査対象地から実際の施設を建設するための用地を想定し、範囲を設定する。

立地回避要件には該当しないものの回避したほうが良いと判断される状況や、対象地内の地形などにより、想定建設用地を設定するものとする。

(2) 用地を設定するにあたり、調査対象地（メッシュ）をはみ出す場合がある。

立地回避要件により除外されたメッシュであっても回避箇所を避けて、想定建設用地を設定することができるものとする。

(3) 用地を設定するにあたり、調査対象地（メッシュ）の面積を超える場合がある。

調査対象地外であっても、既存の土地利用状況を確認し、想定建設用地に含めることができるものとする。

(4) 用地を設定するにあたり、除外した箇所を含める場合がある。

法的規制等を除き、構造物要件や埋蔵文化財包蔵地要件等で除外された箇所であっても、含めることにより建設用地として望ましいと判断される場合には、程度に応じて含めることができるものとする。

(5) 1 つの調査対象地から複数の用地を設定する場合がある。

1 つの調査対象地内の異なる場所に、基準とする面積が確保でき、かつ同等の条件で想定建設用地を設定できる場合は、複数の用地を設定できるものとする。

2 簡易評価の結果について

上記 1 により設定した調査対象地（想定建設用地）を対象に、簡易評価（評価項目及び判断基準は P 6 参照）を行った結果を、【資料 1 - 2】簡易評価結果に示す。

評価項目及び判断基準 [第7回検討委員会決定] ※評価点 ◎=3点, ○=2点, △=1点

評価項目		分類	判断基準	評価	摘要・検討項目	
重 要 要 素	①	アクセス の容易性	経済性	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続	◎	主要道路に接している（50m以内）
				主要道路（国道、県道、都市計画道路）に近接	○	主要道路から500m以内
				主要道路（国道、県道、都市計画道路）なし	△	主要道路から500m以上（1,000m以下）
	②	地質	安全性	火山性岩石、深成岩、変成岩、圧砕岩	◎	判断基準の区分による
				固結堆積物（礫岩・泥岩・砂岩等）	○	判断基準の区分による
				未固結堆積物（泥・シルト・礫・砂等）	△	判断基準の区分による
	③	用地確保 の容易性	容易性	土地取得の容易性は高い	◎	公共用地，企業等の管理地，空地，休耕地等で判断可能なもの
				土地取得の容易性は中位	○	山林，田畑等
				土地取得の容易性は低い	△	人口密集地のその他の土地
	④	運搬経費 の経済性	経済性	運搬経費が低額	◎	中継施設等からの距離（直線）が近い（3割）
				運搬経費は中間的	○	中継施設等からの距離（直線）が中間（4割）
				運搬経費が高額	△	中継施設等からの距離（直線）が遠い（3割）
	⑤	開発投資 の経済性	経済性	上水道・下水道・電気への接続が容易	◎	ほぼ整備されている （全てに接続が容易）
				上水道・下水道・電気いずれかへの接続が容易	○	ある程度整備されている （1～2要件に接続が容易）
				上水道・下水道・電気への接続が困難	△	ほとんど整備されていない （全てに接続が困難）
基 本 要 素	①	敷地面積 の確保	発展性	8ha以上の敷地が確保できる	◎	面積が8ha以上
				5ha以上8ha未満の敷地が確保できる	○	面積が5ha以上8ha未満
				3ha以上5ha未満の敷地が確保できる	△	面積が3ha以上5ha未満
	②	地形	安全性	5度以下	◎	敷地の平均斜度が5度以下
				5度超10度以下	○	敷地の平均斜度が5度超10度以下
				10度超15度以下	△	敷地の平均斜度が10度超15度以下

※評価の重み付け 重要要素×2, 基本要素×1

3 客観的評価の実施について

特定の基準に基づき機械的に行う簡易評価結果の上位から作成した各調査対象地の個票を参考に、収集・運搬の効率性、用地取得の可能性、余熱利用や関連施設との関係のほか、物理的制約条件、周辺環境等を考慮して、委員による客観的評価項目を踏まえ加点減点等による評価を行う。

※客観的評価の例〔第7回検討委員会確認〕

(1) 収集・運搬の効率性

簡易評価ではアクセスの容易性や収集・運搬の効率性を便宜上、直線距離を用いて評価を行っているが、実際の運搬経路や周辺の道路状況を勘察した場合、明らかに効率性が劣ると判断される場合等は評価を低くする。

(2) 用地取得の可能性

簡易評価では航空写真や関係図面等により用地確保の容易性の評価を行っているが、当該調査対象地に新たな開発計画がある場合や周辺施設の一部と確認された場合など、用地取得について制約があると判断される場合等は評価を低くする。

(3) 余熱等利用の関係

余熱等利用施設及び還元施設については、地元住民との協議のうえ正式に施設等が確定するものであることから、検討委員会では余熱等利用施設の可能性について検討する。当該調査対象地が地元住民の要望に応えられるかどうかを判断するもので、ある程度の面積を必要とする郊外型の余熱等利用施設が考えられる場合で十分な面積が確保できないと判断される場合等は評価を低くする。

また、余熱等利用の活用が他調査対象地より可能性が高いと客観的に判断される場合には、評価を高くする。

(4) 関連施設との関係

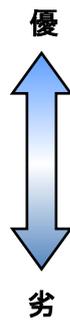
ごみ処理施設の余熱等利用や防災機能等について周辺施設で利用可能な施設がある場合には、評価の対象に含める。

(5) 物理的制約条件、周辺環境等

簡易評価による調査対象地の評価点が高いものであっても高台にありアクセス道路の確保が困難であるなど、物理的にごみ処理施設の建設が困難と判断される場合や、水道施設がある場所や教育施設が集中している場所等について支障があると判断される場合は評価を低くする。

※採点基準（各項目）

大いに評価する	(+ 2 点)
評価する	(+ 1 点)
簡易評価どおり	(± 0 点)
少し評価できない	(- 1 点)
評価できない	(- 2 点)

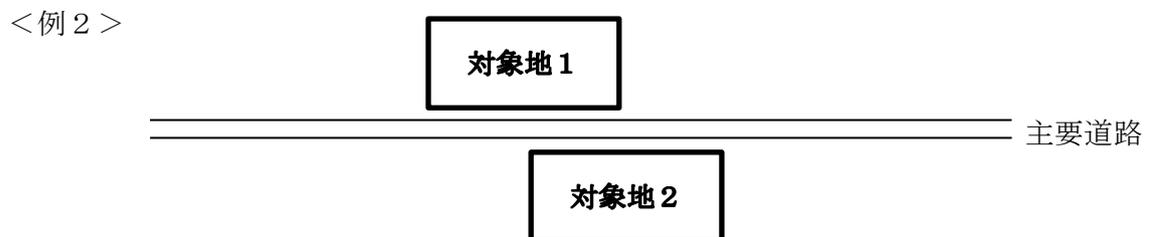
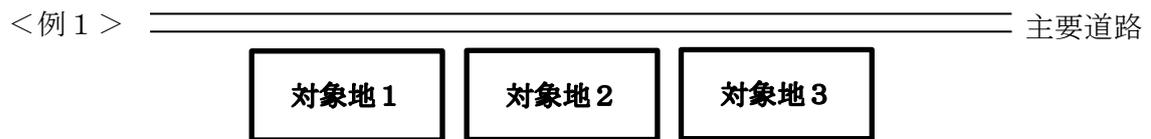


※除外相当の調査対象地は、採点前に個別協議を行い、取り扱いを決定する。

4 近接する調査対象地の取り扱いについて

第1次整備候補地の選定に当たり、ほぼ同じ条件と思われる近隣の複数の調査対象地の取り扱い（近接する対象地のうち1箇所を代表として候補地に選定する等）について検討する。

対象地周辺の地形（水系）、道路、自治会等の関係を加味して取り扱いを決定する。



※別紙資料（協議1－4関係）は調査対象地が500m以内に近接する範囲を示している。

5 整備候補地（用地）情報提供について

※別紙資料（協議1－5関係）

6 第1次整備候補地（10～12箇所程度）の選定について

上記3の客観的評価として行った各委員の採点を集計し、その平均値を上記2の簡易評価の得点に加算した結果に基づき、検討委員会での合意により第1次整備候補地（10～12箇所程度）を決定する。